

農業用ため池の

届出制度が始まりました

農業用ため池を
所有・管理している皆様へ



平成30年7月豪雨など、近年、豪雨等により多くの農業用ため池が被災し甚大な被害が発生しています。このため、農業用ため池の情報を適切に把握し、決壊による災害を防止するため、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が施行されました。

農業用ため池の所有者や管理者の方は、施設に関する情報を都道府県に届け出ることが必要となります。

Q 届出が必要となるため池は？ ⇒ 農業用に利用される全てのため池です。

※現在農業用に利用されていない施設でも、過去に農業用に利用され、今でも利用可能な状態にある場合には、届出が必要です。

Q 届出の期限は？

⇒ **令和元年7月以前から存在しているため池は、今年中(12月まで)に届出をする必要があります。**

※農業用ため池を設置や廃止する時、又は届出情報に変更があった場合、遅滞なく届出する必要があります。

Q 届出をすべき人は？

⇒ 農業用ため池(堤体)の所有者です。

※令和元年7月以前から存在しているため池については、所有者又は管理者のいずれかです。

届出すべき情報や届出様式等の詳細は、沖永良部事務所農村整備課にお問い合わせ下さい。

防災上重要な農業用ため池を 都道府県が指定する制度も始まりました

決壊による水害その他の災害により周辺の区域に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池を、都道府県が指定できる「特定農業用ため池」の対象になります。

<指定基準>

- ① ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等がある。
- ② ため池から100～500mの浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が1,000m³以上である。
- ③ ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が5,000m³以上である。
- ④ 地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から都道府県及び市町村が必要と認めるもの。

※ 行政機関が所有するため池や堤体・取水施設を有しないため池は対象外

Q

特定農業用ため池に指定されると？

① ハザードマップ等を作成し、災害時の円滑な避難を図ります。

- ✓ 市町村は、特定農業用ため池の決壊等に関する情報の伝達方法、避難場所や避難経路を記載したハザードマップ等を作成し、地域住民への周知に努めます。

② 堤体の掘削や竹木の植栽等の行為は許可となります。

- ✓ 特定農業用ため池において、堤体の掘削、竹木の植栽、洪水吐の形状を変更する行為など、ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為は、都道府県の許可が必要になります。
- ✓ 土地改良法に基づく土地改良事業、堆積土砂のしゅんせつや堤体の修繕等の管理行為、非常災害時の応急措置、決壊を防止するために行う防災工事は許可が必要な行為には該当しません。

③ 防災工事計画の届出が必要となります。

- ✓ 所有者や管理者が、決壊を防止するために防災工事を実施する場合は、30日前までに都道府県に計画を届け出る必要があります。
- ✓ 必要な防災工事が実施されない場合、都道府県が、勧告、命令、代執行を行うこととなります。

④ 市町村による施設管理が可能となります。

- ✓ 所有者が不明で、適正に管理されなくなるおそれが高い施設について、都道府県の裁定を受けて、市町村が施設管理権を取得し、ため池の維持管理に必要な措置をとることができるようになります。

制度の詳細は、都道府県又は市町村にお問い合わせください。

(問い合わせ先) 沖永良部事務所農村整備課 TEL 0997-92-1321

知名町役場耕地課 TEL 0997-84-3163